

第 二 号 様 式	第 二 号 様 式
第二号様式（第一条の三、第二条、第三条関係）（A4） 確認申請書（建築物） （第一面）～（第五面）（略） （注意） 1. ～3.（略） 4. 第三面関係 ①～④（略） ⑤ 7 欄の「イ」（1）は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。 「イ」（2）は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」（1）で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑥・⑦（略）	第二号様式（第一条の三、第二条、第三条関係）（A4） 確認申請書（建築物） （第一面）～（第五面）（略） （注意） 1. ～3.（略） 4. 第三面関係 ①～④（略） ⑤ 7 欄の「イ」（1）は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下、「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。 「イ」（2）は、同法第52条第11項の規定を適用する場合において、同条第12項の規定に基づき、「イ」（1）で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑥・⑦（略）

⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7 欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪～⑱ (略)

⑲ 11 欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の件知恵区物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第10項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」（2）によることとします。

⑲～⑳ (略)

⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合においては、7 欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑩～⑯ (略)

⑰ 11 欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の件知恵区物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第9項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」（2）によることとします。

⑱～㉑ (略)

⑳ <u>建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受け</u> <u>る場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条</u> <u>第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の</u> <u>適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期</u> <u>及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。</u> ㉗・㉘ (略) 5. . 6. (略)	㉘・㉙ (略) 5. . 6. (略)
第三号様式（第一条の三、<u>第六条の三、第十一条の四</u>関係）（A4） 建築計画概要書（第一面） 建築主等の概要 【1. 建築主】 【1. 氏名のフリガナ】～【三. 住所】 (略) 【2. 代理人】～【7. 備考】 (略) (第二面) (略) (第三面) (略) (注意) (略)	第三号様式（第一条の三、<u>第十一条の七</u>関係）（A4） 建築計画概要書（第一面） 建築主等の概要 【1. 建築主】 【1. 氏名のフリガナ】～【三. 住所】 (略) <u>【ホ. 電話番号】</u> 【2. 代理人】～【7. 備考】 (略) (第二面) (略) (第三面) (略) (注意) (略)
第十号様式（第三条関係）（A4） 確認申請書（工作物）	第十号様式（第三条関係）（A4） 確認申請書（工作物）

(第一面) (略) (第二面) 【1. 築造主】～【11. 備考】 (略) (注意) 1. . 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑫ (略) ⑬ 建築基準法第88条第1項において準用する同法第86条の7第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合には、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を10欄又は別紙に記入してください。 ⑭・⑮ (略)	(第一面) (略) (第二面) 【1. 築造主】～【11. 備考】 (略) (注意) 1. . 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑫ (略) ⑬・⑭ (略)
第十一号様式（第三条関係）（A4） 確認申請書（工作物） (第一面) (略) (第二面) 【1. 築造主】～【11. 備考】 (略) (注意) 1. . 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑫ (略) ⑬ 建築基準法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項	第十一号様式（第三条関係）（A4） 確認申請書（工作物） (第一面) (略) (第二面) 【1. 築造主】～【11. 備考】 (略) (注意) 1. . 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑫ (略)

(同法第48条第1項から第12項まで及び同法第51条に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を11欄又は別紙に記載して添えてください。 ⑭・⑮ (略)	⑬・⑭ (略)
第十二号様式(第三条、<u>第十一条</u>の四関係)(A4) 建築計画概要書(第一面) 【1. 築造主】 【イ. 氏名のフリガナ】～【ニ. 住所】 (略) 【2. 代理者】～【11. 備考】 (略) (第二面) (略) (注意) (略)	第十二号様式(第三条、<u>第十一条</u>の七関係)(A4) 建築計画概要書(第一面) 【1. 築造主】 【イ. 氏名のフリガナ】～【ニ. 住所】 (略) 【ホ. 電話番号】 【2. 代理者】～【11. 備考】 (略) (第二面) (略) (注意) (略)
第十九号様式(第四条関係)(A4) 完了検査申請書 (第一面) (略) (第二面) (略)	第十九号様式(第四条関係)(A4) 完了検査申請書 (第一面) (略) (第二面) (略)

(第三面) (略) (第四面) (注意) 1. ～ 3. (略) 4. 第三面関係 ①～⑨ (略) ⑩ 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、<u>その根拠となる規定及び不適合の規定を11欄又は別紙に記載して添えてください。</u> 5. (略)	(第三面) (略) (第四面) (注意) 1. ～ 3. (略) 4. 第三面関係 ①～⑨ (略) 5. (略)
第二十一号様式(第四条の四関係)(A4) 建築基準法第7条第5項の規定による 検査済証 (略) 1. ～ 5. (略) 6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、<u>その根拠となる規定及び不適合の規定</u> <u>7. . . 8. .</u> (略) (注意) (略)	第二十一号様式(第四条の四関係)(A4) 建築基準法第7条第5項の規定による 検査済証 (略) 1. ～ 5. (略) <u>6. . . 7. .</u> (略) (注意) (略)
第二十四号様式(第四条の六関係)(A4)	第二十四号様式(第四条の六関係)(A4)

建築基準法第7条の2第5項の規定による 検査済証 (略) 1. ～ 5. (略) 6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項 (同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける場合は、<u>その根拠となる規定及び不適合の規定</u> <u>7. . 8. .</u> (略) (注意) (略)	建築基準法第7条の2第5項の規定による 検査済証 (略) 1. ～ 5. (略) <u>6. . 7. .</u> (略) (注意) (略)
第二十五号様式 (第四条の七関係) (A4) 建築基準法第7条の2第6項の規定による 完了検査結果報告書 (略) 1. ～ 6. (略) 7. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項 (同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける場合は、<u>その根拠となる規定及び不適合の規定</u> <u>8. . 9. .</u> (略) 10. 検査結果 (法不適合の場合は、事由を記載) <u>11. . 12. .</u>	第二十五号様式 (第四条の七関係) (A4) 建築基準法第7条の2第6項の規定による 完了検査結果報告書 (略) 1. ～ 6. (略) <u>7. . 8. .</u> (略) 9. 検査結果 (<u>不適合</u>の場合は、事由を記載) <u>10. . 11. .</u>
第三十二号様式 (第四条の十四関係) (A4)	第三十二号様式 (第四条の十四関係) (A4)

建築基準法第7条の4第6項の規定による 中間検査結果報告書 (略) 記 1. ～9. (略) 10. 検査結果 (法不適合の場合は事由を記載) 11. ～13. (略)	建築基準法第7条の4第6項の規定による 中間検査結果報告書 (略) 記 1. ～9. (略) 10. 検査結果 (不適合の場合は事由を記載) 11. ～13. (略)
第三十六号の二の四様式 (第五条関係) (A4) 定期調査報告書 (第一面) (略)	第三十六号の二の四様式 (第五条関係) (A4) 定期調査報告書 (第一面) (略)
【1. 所有者】・【2. 管理者】 (略)	【1. 所有者】・【2. 管理者】 (略)
【3. 調査者】 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録調査資格者講習を修了した者 第 号 【ロ. 氏名】～【ヘ. 電話番号】 (略)	【3. 調査者】 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 特殊建築物等調査資格者に関する講習を修了した者 第 号 【ロ. 氏名】～【ヘ. 電話番号】 (略)
【4. 報告対象建築物】 (略)	【4. 報告対象建築物】 (略)
【5. 調査による指摘の概要】 【イ. 指摘の内容】 ☐不適合の指摘あり (☐既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし	【5. 調査による指摘の概要】 【イ. 指摘の内容】 ☐法不適合の指摘あり (☐既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし

(略) (第二面) (略) (第三面) 調査等の概要	(略) (第二面) (略) (第三面) 調査等の概要
【 1. 調査及び検査の状況】 (略)	【 1. 調査及び検査の状況】 (略)
【 2. 敷地の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)	【 2. 敷地の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐法不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)
【 3. 一般構造の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)	【 3. 一般構造の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐法不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)
【 4. 構造強度の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)	【 4. 構造強度の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐法不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)
【 5. 耐火構造等の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)	【 5. 耐火構造等の調査状況】 【 1. 指摘の内容】 ☐法不適合の指摘あり (□既存不適合) ☐要注意の指摘あり ☐指摘なし (略)

	【6. 避難施設等の調査状況】 【イ. 指摘の内容】 □<u>不適合</u>の指摘あり （□既存不適格） □要注意の指摘あり □指摘なし （略） 【7. 備考】 （略）
	(注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①・② (略) ③ 3 欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。 い。調査者が第4条の20第1項第2号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第67号）による改正前の第4条の20第1項第2号に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。 ④ (略) ⑤ 第三面の2欄から6欄までのいずれかの「イ」において「<u>不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「<u>不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しないときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄から6欄ま
	【6. 避難施設等の調査状況】 【イ. 指摘の内容】 □<u>法不適合</u>の指摘あり （□既存不適格） □要注意の指摘あり □指摘なし （略） 【7. 備考】 （略）
	(注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①・② (略) ③ 3 欄の「イ」は、調査に必要な資格等について記入してください。 第4条の20第1項第2号に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「特殊建築物等調査資格者に関する講習を修了した者」の番号欄に記入してください。 ④ (略) ⑤ 第三面の2欄から6欄までのいずれかの「イ」において「<u>法不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「<u>法不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しないときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄から6

での「イ」の「不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥・⑦ (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において
は、7欄にその旨を記載してください。

⑮ (略)

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 2欄から6欄までの「イ」は、それぞれ関係する建築基準法又はこれに基づく命令に規定する基準に適合していないことが指摘された項目があるときは「不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該項目の全てについて建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、不適合には該当しないが、劣化が進行し、保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥ 2欄から6欄までの「イ」の「不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除

欄までの「イ」の「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥・⑦ (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ (略)

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 2欄から6欄までの「イ」は、それぞれ関係する建築基準法又はこれに基づく命令に規定する基準に適合していないことが指摘された項目があるときは「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該項目の全てについて建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥ 2欄から6欄までの「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除

く。)は、「ロ」の該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れ、指摘の内容を別紙に記載して添えてください。なお、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその概要を記入してください。 ⑦ 2 欄から6 欄までの「イ」の「<u>不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「有」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えて下さい。 ⑧ <u>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条に規定する耐震診断又は耐震改修を行っている場合にはその内容のうち最近行われたものなど、各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。</u>	除く。)は、「ロ」の該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れ、指摘の内容を別紙に記載して添えてください。なお、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその概要を記入してください。 ⑦ 2 欄から6 欄までの「イ」の「<u>法不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「有」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えて下さい。 ⑧ <u>各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。</u>
第三十六号の二の五様式（第五条、第十一条の四関係）（A4）（略） 第三十六号の三様式（第六条関係）（A4） 定期検査報告書（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む昇降機） （第一面） 建築基準法<u>第12条第3項</u>の規定により、定期検査の結果を報告します。 この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。 （略）	第三十六号の三様式（第六条関係）（A4） 定期検査報告書（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む昇降機） （第一面） 建築基準法<u>第12条第2項</u>の規定により、定期検査の結果を報告します。 この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。 （略）

【 1. 所有者】・【 2. 管理者】 (略)	【 1. 所有者】・【 2. 管理者】 (略)
【 3. 検査者】 【 1. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)	【 3. 検査者】 【 1. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 昇降機検査資格者に関する講習を修了した者 第 号 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)
【 4. 報告対象建築物】 (略)	【 4. 報告対象建築物】 (略)
【 5. 報告対象昇降機 (建築基準法第88条第 1 項に規定する昇降機等を含む。) 】 【 1. 検査対象昇降機の台数】 (台) のうち不適合の指摘があるもの (台) (第二面) 昇降機 (建築基準法第88条第 1 項に規定する昇降機等を含む。) の状況 等	【 5. 報告対象昇降機 (建築基準法第88条第 1 項に規定する昇降機等を含む。) 】 【 1. 検査対象昇降機の台数】 (台) のうち法不適合の指摘があるもの (台) (第二面) 昇降機 (建築基準法第88条第 1 項に規定する昇降機等を含む。) の状況 等
【 1. (建築基準法第88条第 1 項に規定する昇降機等を含む。) 】・【 2. 検査日】 (略)	【 1. (建築基準法第88条第 1 項に規定する昇降機等を含む。) 】・【 2. 検査日】 (略)
【 3. 検査者】 【 1. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)	【 3. 検査者】 【 1. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 昇降機検査資格者に関する講習を修了した者 第 号 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)
【 4. 保守業者】～【 6. 遊戯施設の概要】 (略)	【 4. 保守業者】～【 6. 遊戯施設の概要】 (略)

の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された項目の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑩ 7 欄の「イ」の「<u>不適合</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、指摘の内容を別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えて下さい。	<u>合</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された項目の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑩ 7 欄の「イ」の「<u>法不適合</u>の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、指摘の内容を別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えて下さい。
第三十六号の三の二様式（第六条、第十一条の七関係）（A4）（略）	
第三十六号の四様式（第六条関係）（A4） 定期検査報告書（昇降機等以外の建築設備等） （第一面） 建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。 （略）	第三十六号の四様式（第六条関係）（A4） 定期検査報告書（昇降機等以外の建築設備等） （第一面） 建築基準法第12条第2項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。 （略）
【1. 所有者】・【2. 管理者】（略）	【1. 所有者】・【2. 管理者】（略）
【3. 検査者】 【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号	【3. 検査者】 【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

建築基準適合判定資格者 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)	第 号
【4. 報告対象建築物】 (略)	
【5. 検査による指摘の概要】 【イ、指摘の内容】 ☐ 不適合の指摘あり (☐ 既存不適合) ☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし (略)	
建築設備の状況等 (第二面)	
【1. 建築物の概要】～【3. 検査日】 (略)	
【4. 換気設備の検査者】 【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)	
【5. 換気設備の概要】 (略)	
【6. 換気設備の検査の状況】 【イ、指摘の内容】 ☐ 不適合の指摘あり (☐ 既存不適合) ☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし	

建築基準適合判定資格者 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)	第 号
【4. 報告対象建築物】 (略)	
【5. 検査による指摘の概要】 【イ、指摘の内容】 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適合) ☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし (略)	
建築設備の状況等 (第二面)	
【1. 建築物の概要】～【3. 検査日】 (略)	
【4. 換気設備の検査者】 【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号 【ロ、氏名】～【へ、電話番号】 (略)	
【5. 換気設備の概要】 (略)	
【6. 換気設備の検査の状況】 【イ、指摘の内容】 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適合) ☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし	

【13. 給水設備及び排水設備の検査者】 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 <u>登録建築設備検査資格者講習を修了した者</u> 第 号 【ロ. 氏名】 ～ 【へ. 電話番号】 (略)	【13. 給水設備及び排水設備の検査者】 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 <u>建築設備検査資格者に関する講習を修了した者</u> 第 号 【ロ. 氏名】 ～ 【へ. 電話番号】 (略)
【14. 給水設備及び排水設備の概要】 (略)	【14. 給水設備及び排水設備の概要】 (略)
【15. 給水設備及び排水設備の検査の状況】 【イ. 指摘の内容】 ☐ 不適合の指摘あり (☐ 既存不適合) ☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし (略)	【15. 給水設備及び排水設備の検査の状況】 【イ. 指摘の内容】 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適合) ☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし (略)
【16. 備考】 (略) (注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①・② (略) ③ 3 欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。 <u>い。検査者が第 4 条の20 第 3 項第 2 号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令（平成16 年国土交通省令第67 号）による改正前の第 4 条の20 第 7 項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を</u>	【16. 備考】 (略) (注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①・② (略) ③ 3 欄の「イ」は、検査に必要な資格等について記入してください。 <u>。第 4 条の20 第 7 項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「建築設備検査資格者に関する講習を修了した者」の番号欄に記入してください</u> <u>。</u>

修了した者」の番号欄に記入してください。

④ (略)

⑤ 第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄のいずれかの「イ」において「不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しない場合においては、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄から9欄、12欄又は15欄の「イ」の「不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥・⑦ (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 6欄、9欄、12欄及び15欄の「イ」は、それぞれ関係する建築基準法又はこれに基づく命令に規定する基準に適合していないことが指摘されたときは、「不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された項目の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、不適合には該当しないが、劣化が進行し、保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ (略)

⑤ 第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄のいずれかの「イ」において「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しない場合においては、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄から9欄、12欄又は15欄の「イ」の「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥・⑦ (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 6欄、9欄、12欄及び15欄の「イ」は、それぞれ関係する建築基準法又はこれに基づく命令に規定する基準に適合していないことが指摘されたときは、「法不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された項目の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪ 6 欄、9 欄、12 欄及び15欄の「イ」の「<u>不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意の指摘あり</u>」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、当該指摘の内容別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して下さい。 ⑫～⑯ （略）	⑪ 6 欄、9 欄、12 欄及び15欄の「イ」の「<u>法不適合</u>の指摘あり」又は「<u>要注意の指摘あり</u>」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、当該指摘の内容別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して下さい。 ⑫～⑯ （略）
第三十六号の四の二様式（第六条、第十一条の七関係）（A 4） （略）	
第三十七号様式（第六条の三、第十一条の四関係）（A 4） 建築基準法令による<u>処分等</u>の概要書 【 1. 建築確認】～【 4. その他の処分】 （略） 【 5. 定期報告等】 (1) 【報告年月日】 平成 年 月 日 (2) 【報告年月日】 平成 年 月 日 (3) 【報告年月日】 平成 年 月 日 (4) 【報告年月日】 平成 年 月 日 (5) 【報告年月日】 平成 年 月 日	第三十七号様式（第六条の二、第十一条の七関係）（A 4） 建築基準法令による<u>処分</u>の概要書 【 1. 建築確認】～【 4. その他の処分】 （略） 【 5. 備考】
【 6. 備考】	【 5. 備考】

第三十八号様式（第七条関係）（表面）（略）	第三十八号様式（第七条関係）（表面）（略）
(裏面) <u>この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。</u> <u>建築基準法抜粋</u> <u>第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員にあつては第6条第4項、第6条の2第4項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築物に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に關係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</u> <u>第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が前条第6項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建</u>	(裏面) <u>この証票を携帯する者は、建設基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。</u> <u>建築基準法抜粋</u> <u>第12条第4項 建築主事若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が第6条第4項、第6条の2第4項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項、前条第1項若しくは第90条の2第1項の規定による確認、通知、検査、命令若しくは公示をしようとする場合又は建築監視員が第9条第10項の規定による命令をしようとする場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に關係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</u> <u>第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が前条第4項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建</u>

築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 2 前条第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 2 前条第4項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第三十九号様式（第七条関係）（表面）（略） （裏面） この証票を携帯する者は、<u>建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。</u> <u>建築基準法抜粋</u> <u>第9条の2（略）</u> <u>第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくはは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくはは都道府県の吏員にあつては第6条第4項、第6条の2第4項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくはは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷</u>	第三十九号様式（第七条関係）（表面）（略） （裏面） この証票を携帯する者は、<u>建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。</u> <u>建築基準法抜粋</u> <u>第9条の2（略）</u> <u>第12条第4項 建築主事若しくはは特定行政庁の命令若しくはは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくはは都道府県の吏員が第6条第4項、第6条の2第4項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくはは第13項、第10条第1項、前条第1項若しくはは第90条の2第1項の規定による確認、通知、検査、命令若しくはは公示をしようとする場合又はは建築監視員が第9条第10項の規定による命令をしようとする場合においては</u>

地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が前条第6項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 2 前条第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解釈してはならない。	、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員が前条第4項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 2 前条第4項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解釈してはならない。
第四十三号様式（第十条の四関係）（A4） 許可申請書（建築物） （第一面） （略） （第二面） （略） （第三面）	第四十三号様式（第十条の四関係）（A4） 許可申請書（建築物） （第一面） （略） （第二面） （略） （第三面）

(略)	(略)
(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～③ (略) ④ 6 欄の「イ」(1) は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2) は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1) で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑤・⑥ (略) ⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合において、6 欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。	(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～③ (略) ④ 6 欄の「イ」(1) は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2) は、同法第52条第11項の規定を適用する場合において、同条第12項の規定に基づき、「イ」(1) で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑤・⑥ (略) ⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合において、6 欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑧ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。 ⑨ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。 ⑩～⑬ (略) ⑭ 10 欄の「ヘ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6 欄の「ホ」(2) によることとします。 ⑰・⑱ (略) 4. (略)	⑧ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。 ⑨～⑭ (略) ⑮ 10 欄の「ヘ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第11項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6 欄の「ホ」(2) によることとします。 ⑯・⑰ (略) 4. (略)
第四十四号様式（第十条の四関係）（A 4） 許可申請書（仮設建築物等） （第一面） （略）	第四十四号様式（第十条の四関係）（A 4） 許可申請書（仮設建築物等） （第一面） （略）

(第二面) (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～③ (略) ④ 建築基準法第85条第5項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑤・⑥ (略)	(第二面) (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～③ (略) ④ 建築基準法第85条第4項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑤・⑥ (略)
第四十五号様式 (第十条の四関係) (A4) 許可通知書 (略) 記 (建築基準法第85条第3項若しくは第5項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の2の規定により許可に付す条件又は<u>建築基準法施行令第130条の2の3第2項</u>の規定により特定行政庁が定める規模) (注意) (略)	第四十五号様式 (第十条の四関係) (A4) 許可通知書 (略) 記 (建築基準法第85条第3項若しくは第4項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の2の規定により許可に付す条件又は<u>同法施行令第130条の2第2項</u>の規定により特定行政庁が定める規模) (注意) (略)
第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4)	第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A4)

認定申請書 (第一面) (略) (第二面) (略) (第三面) (略)	認定申請書 (第一面) (略) (第二面) (略) (第三面) (略)
(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～③ (略) ④ 6 欄の「イ」 (1) は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの<u>用途地域が異なる地域等</u>に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」 (2) は、同法<u>第52条第12項</u>の規定を適用する場合において、<u>同条第13項</u>の規定に基づき、「イ」 (1) で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑤・⑥ (略)	(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～③ (略) ④ 6 欄の「イ」 (1) は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの<u>地域等</u>に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」 (2) は、同法<u>第52条第11項</u>の規定を適用する場合において、<u>同条第12項</u>の規定に基づき、「イ」 (1) で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑤・⑥ (略)

⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6 欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑧ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑨ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑩～⑬ (略)

⑭ 10欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6 欄の「ホ」(2) によることとします。

⑰・⑱ (略)

⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合においては、6 欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑧ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑨～⑭ (略)

⑮ 10欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第11項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6 欄の「ホ」(2) によることとします。

⑰・⑱ (略)

4. (略)	4. (略)
第四十九号の三様式 (第十条の四の四関係) (A4) 指定申請書 (第一面) 建築基準法第57条の2第1項の規定による指定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 (略) (第二面) (略) (第三面)	第四十九号の三様式 (第十条の四の三関係) (A4) 指定申請書 (第一面) 建築基準法第52条の2第1項の規定による指定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 (略) (第二面) (略) (第三面)
【1. 敷地の番号】～【5. 敷地の番号】 (略) 【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】 () () () () () 【ロ. 用途地域等】 () () () () () 【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 () () () () () 【ニ. 用途地域等ごとの建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () () () () 【ホ. 敷地面積の合計】 【ヘ. 基準容積率の限度】 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	【1. 敷地の番号】～【5. 敷地の番号】 (略) 【6. 敷地面積及び基準容積率の限度】 【イ. 敷地面積】 () () () () () 【ロ. 用途地域等】 () () () () () 【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 () () () () () (新設) 【ニ. 敷地面積の合計】 【ホ. 基準容積率の限度】 (新設)

【 <u>チ</u> 備考】	【 <u>ハ</u> 備考】
【 7. 現に存する建築物の容積率】～【10. 備考】（略）	【 7. 現に存する建築物の容積率】～【10. 備考】（略）
（注意）	（注意）
1. ・ 2. （略）	1. ・ 2. （略）
3. 第二面関係	3. 第二面関係
① ・ ② （略）	① ・ ② （略）
③ 5 欄は、第三面の 6 欄の「ホ」の敷地面積の合計を記入してください。	③ 5 欄は、第三面の 6 欄の「三」の敷地面積の合計を記入してください。
④ 6 欄の「イ」は、第三面の 6 欄の「へ」の基準容積率を記入してください。	④ 6 欄の「イ」は、第三面の 6 欄の「ホ」の基準容積率を記入してください。
⑤～⑦ （略）	⑤～⑦ （略）
4. 第三面関係	4. 第三面関係
①～④	①～④
⑤ 6 欄の「イ」は、敷地が、2 以上の用途地域又は建築基準法第52条第 1 項各号（第 5 号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。	⑤ 6 欄の「イ」は、敷地が、2 以上の用途地域又は建築基準法第52条第 1 項各号（第 5 号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
⑥ 6 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」欄に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。	⑥ 6 欄の「ロ」及び「ハ」は、「イ」欄に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
⑦ 6 欄の「ハ」は、建築基準法第52条第 1 項各号（第 5 号を除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について同法第57条の 2 第 4 項の規定により現に特例容積率の限度が公告されて	⑦ 6 欄の「ハ」は、建築基準法第52条第 1 項各号（第 5 号を除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について法第52条の 2 第 4 項の規定により現に特例容積率の限度が公告されてい

いるときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。 ⑧ 6 欄の「ホ」は、「ハ」の合計とします。 ⑨ 敷地が、建築基準法第57条の2第3項第1号後段に該当する場合においては、6 欄の「ヘ」に、同号後段の規定に基づき定められる当該基準容積率の限度を記入してください。 ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合には、6 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。 ⑪～⑰ (略) ⑱ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ト」は百分率を用いてください。	るときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。 ⑧ 6 欄の「ニ」は、「ハ」の合計とします。 ⑨ 敷地が、建築基準法第52条の2第3項第1号後段に該当する場合においては、6 欄の「ホ」に、同号後段の規定に基づき定められる当該基準容積率の限度を記入してください。 ⑩～⑰ (略) ⑱ 6 欄の「ハ」及び「ホ」並びに7 欄の「ト」は百分率を用いてください。
第四十九号の四様式（<u>第十条</u>の四の四関係）（A4） 指定計画書 （第一面） （略） （第二面） （略） （略）	第四十九号の四様式（<u>第十条</u>の四の三関係）（A4） 指定計画書 （第一面） （略） （第二面） （略） （略）
第四十九号の五様式（<u>第十条</u>の四の四関係）（A4）	第四十九号の五様式（<u>第十条</u>の四の三関係）（A4）

指定通知書 (略) 下記による指定申請書及び添付図書に記載の事項について、建築基準法第57条の2第3項の規定に基づき、指定しましたので通知します。 (略)	指定通知書 (略) 下記による指定申請書及び添付図書に記載の事項について、建築基準法第52条の2第3項の規定に基づき、指定しましたので通知します。 (略)
第四十九号の六様式 (第十条の四の四関係) (A4) 指定しない旨の通知書 (略) 別添の指定申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法第57条の2第3項による指定をしないこととしましたので、通知します。 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができ、また、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくあります。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に 被告として(訴訟においてを代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分	第四十九号の六様式 (第十条の四の三関係) (A4) 指定しない旨の通知書 (略) 別添の指定申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法第52条の2第3項による指定をしないこととしましたので、通知します。 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができ、また、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくあります。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に 被告として(訴訟においてを代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分

の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁判を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。 (理由)	の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁判を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。 (理由)
第四十九号の七様式 <u>(第十条の四の七関係)</u> (A4) 指定取消申請書 (第一面) (略) (第二面) 【1. 敷地の番号】～【5. 敷地の番号】 【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】 () () () () () 【ロ. 用途地域等】 () () () () () 【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 () () () () () 【三. 用途地域等ごとの建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () () () () 【ホ. 敷地面積の合計】 【ヘ. 基準容積率の限度】 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	第四十九号の七様式 <u>(第十条の四の六関係)</u> (A4) 指定取消申請書 (第一面) (略) (第二面) 【1. 敷地の番号】～【5. 敷地の番号】 【6. 敷地面積及び基準容積率の限度】 【イ. 敷地面積】 () () () () () 【ロ. 用途地域等】 () () () () () 【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 (新設) () () () () () 【三. 敷地面積の合計】 【ホ. 基準容積率の限度】 (新設)

【 <u>チ</u> 備考】	【 <u>ハ</u> 備考】
【 7. 現に存する建築物の容積率】～【10. 備考】（略）	【 7. 現に存する建築物の容積率】～【10. 備考】（略）
（注意）	（注意）
1. （略）	1. （略）
2. 第一面関係	2. 第一面関係
①・② （略）	①・② （略）
③ 2 欄は、敷地において、直前に受けた建築基準法第57条の2第1項の規定による指定に係る指定番号及び指定年月日を記入してください。	③ 2 欄は、敷地において、直前に受けた建築基準法第52条の2第1項の規定による指定に係る指定番号及び指定年月日を記入してください。
④ （略）	④ （略）
3. 第二面関係	3. 第二面関係
①～④ （略）	①～④ （略）
⑤ 6 欄の「イ」は、敷地が、2 以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号（第5号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。	⑤ 6 欄の「イ」は、敷地が、2 以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号（第5号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地面積を記入してください。
⑥ 6 欄の「ロ」、 <u>「ハ」</u> 及び「ニ」は、「イ」欄に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。	⑥ 6 欄の「ロ」及び <u>「ハ」</u> は、「イ」欄に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
⑦ 6 欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号（第5号を除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について同法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。	⑦ 6 欄の「ハ」は、建築基準法第52条第1項各号（第5号を除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について法第52条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。

⑧ 6 欄の「ホ」は、「ハ」の合計とします。 ⑨ 敷地が、建築基準法第57条の2第3項第1号後段に該当する場合においては、6 欄の「ヘ」に、同号後段の規定に基づき定められる当該基準容積率の限度を記入してください。 ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合には、6 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。 ⑪～⑮ (略) ⑯ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ト」は百分率を用いてください。	⑧ 6 欄の「ニ」は、「ハ」の合計とします。 ⑨ 敷地が、建築基準法第52条の2第3項第1号後段に該当する場合においては、6 欄の「ホ」に、同号後段の規定に基づき定められる当該基準容積率の限度を記入してください。 ⑩～⑮ (略) ⑯ 6 欄の「ハ」及び「ホ」並びに7 欄の「ト」は百分率を用いてください。
第四十九号の八様式 (第十条の四の七関係) (A4) 指定取消通知書 (略) 下記による指定取消申請書及び添付図書に記載の事項について、建築基準法第57条の3第2項の規定に基づき、指定の取消しをしますので通知します。 (略)	第四十九号の八様式 (第十条の四の六関係) (A4) 指定取消通知書 (略) 下記による指定取消申請書及び添付図書に記載の事項について、建築基準法第52条の3第2項の規定に基づき、指定の取消しをしますので通知します。 (略)
第五十号様式 (第十条の四の七関係) (A4) 指定の取消しをしない旨の通知書	第五十号様式 (第十条の四の六関係) (A4) 指定の取消しをしない旨の通知書

(略) 別添の指定取消申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法第57条の3第2項による指定の取消しをしないこととしましたので、通知します。 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができ、（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。 (理由)	(略) 別添の指定取消申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法第52条の3第2項による指定の取消しをしないこととしましたので、通知します。 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができ、（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。 (理由)
第六十一号様式（第十条の十六関係）（A4） 認 定 申 請 書 （第一面）	第六十一号様式（第十条の十六関係）（A4） 認 定 申 請 書 （第一面）

(略) (第二面) (略) (第三面) (略)	(略) (第二面) (略) (第三面) (略)
(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 7 欄の「イ」 (1) は、申請区域が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの<u>用途地域が異なる地域等</u>に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」 (2) は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が<u>一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき</u>、「イ」 (1) で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。 ⑥・⑦ (略) ⑧ 申請区域内の<u>建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合</u>に	(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 7 欄の「イ」 (1) は、申請区域が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの<u>地域等</u>に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」 (2) は、同法第52条第11項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が<u>同一敷地内にあるものとみなされた場合における同条第12項の規定に基づき</u>、「イ」 (1) で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。 ⑥・⑦ (略) ⑧ 申請区域内の<u>各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合</u>に

、建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 申請区域内の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑩ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪～⑰ (略)

⑱ 11欄の「へ」及び「ト」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」合計欄に記入した床面積及び「ニ」の合計欄に記入した床面積（この面積が申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ト」の申請区域の面積は、7欄の「ホ」(2)によることとします。

⑲・⑳ (略)

㉑ 15欄の「ロ」は、申請区域内における建築物が一の敷地内になる

に、建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑩～⑰ (略)

⑱ 11欄の「へ」及び「ト」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」合計欄に記入した床面積及び「ニ」の合計欄に記入した床面積（この面積が申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第11項の規定を適用する場合においては、「ト」の申請区域の面積は、7欄の「ホ」(2)によることとします。

⑲・⑳ (略)

㉑ 15欄の「ロ」は、申請区域内における各建築物が同一敷地内にな

ものとみなされた場合に、<u>建築物</u>に建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない場合においては「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない場合においては「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない場合においては「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑳ 4. (略)	ものとみなされた場合に、<u>各建築物</u>に建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない場合においては「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない場合においては「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない場合においては「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑳ 4. (略)
第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4） 許可申請書 (第一面) (略) (第二面) (略) (第三面) (略) (注意) 1. . 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 7 欄の「イ」(1) は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の	第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4） 許可申請書 (第一面) (略) (第二面) (略) (第三面) (略) (注意) 1. . 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 7 欄の「イ」(1) は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の

最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」（２）は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」（１）で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑥・⑦ （略）

⑧ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 申請区域内の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑩ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪～⑰ （略）

⑱ 11欄の「へ」及び「ト」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各

最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」（２）は、同法第52条第11項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における同条第12項の規定に基づき、「イ」（１）で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑥・⑦ （略）

⑧ 申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑩～⑰ （略）

⑱ 11欄の「へ」及び「ト」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各

階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」の合計欄に記入した床面積及び「ニ」の合計欄に記入した床面積（この面積が申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合には、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、<u>建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ト」の申請区域の面積は、7欄「ホ」（2）によることとします。</u> <u>19・20</u> （略） <u>21</u> 15欄の「ロ」は、申請区域内における<u>建築物が一の敷地内</u>になるものとみなされた場合に、<u>建築物に建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない場合</u>においては「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない場合においては「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない場合においては「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 <u>22</u> （略） 4. （略）	階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」の合計欄に記入した床面積及び「ニ」の合計欄に記入した床面積（この面積が申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合には、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、<u>建築基準法第52条第11項の規定を適用する場合においては、「ト」の申請区域の面積は、7欄「ホ」（2）によることとします。</u> <u>18・19</u> （略） <u>20</u> 15欄の「ロ」は、申請区域内における<u>各建築物が同一敷地内</u>になるものとみなされた場合に、<u>各建築物に建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない場合</u>においては「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない場合においては「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない場合においては「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 <u>21</u> （略） 4. （略）
第六十四号様式（第十条の十八関係）（A4） 認定計画書 （第一面） （略） （第二面）	第六十四号様式（第十条の十八関係）（A4） 認定計画書 （第一面） （略） （第二面）

(略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ① (略) ② 配置図には、縮尺、方位、対象区域の境界線、対象区域内の<u>建築物</u>の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別、建築物の番号、対象区域内の<u>建築物</u>に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、対象区域内の<u>建築物</u>の各部分の高さ並びに対象区域の接する道路の位置及び幅員並びに対象区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員を明示してください。	(略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ① (略) ② 配置図には、縮尺、方位、対象区域の境界線、対象区域内の<u>各建築物</u>の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別、建築物の番号、対象区域内の<u>各建築物</u>に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、対象区域内の<u>各建築物</u>の各部分の高さ並びに対象区域の接する道路の位置及び幅員並びに対象区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員を明示してください。
第六十四号の二様式 (第十条の十六関係) (A 4) 許可計画書 (第一面) (略) (第二面) (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ① (略) ② 配置図には、縮尺、方位、対象区域の境界線、対象区域内の<u>建築物</u>の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別、建築物の番号、対象区域内の	第六十四号の二様式 (第十条の十六関係) (A 4) 許可計画書 (第一面) (略) (第二面) (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ① (略) ② 配置図には、縮尺、方位、対象区域の境界線、対象区域内の<u>各建築物</u>の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別、建築物の番号、対象区域内の

<u>建築物</u>に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、対象区域内の<u>建築物</u>の各部分の高さ並びに対象区域の接する道路の位置及び幅員並びに対象区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員を明示してください。	の各<u>建築物</u>に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、対象区域内の<u>各建築物</u>の各部分の高さ並びに対象区域の接する道路の位置及び幅員並びに対象区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員を明示してください。
第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書 （第一面） （略） （第二面） （略） （第三面） （略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑥ （略） ⑦ 8 欄の「イ」(1) は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの<u>用途地域</u>が異なる<u>地域等</u>に対応する	第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書 （第一面） （略） （第二面） （略） （第三面） （略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑥ （略） ⑦ 8 欄の「イ」(1) は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの<u>地域等</u>に対応する敷地の面積を記入

敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑧・⑨ (略)

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、8欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑪ 申請区域内の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、8欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑫ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑬～⑱ (略)

⑲ 11欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入し

してください。「イ」(2)は、同法第52条第11項の規定を適用する場合において、同条第12項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑧・⑨ (略)

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合においては、8欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫～⑲ (略)

⑲ 11欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入し

た床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、<u>建築基準法第52条第12項</u>の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8 欄の「ホ」（2）によることとします。 ⑳ （略） 4. （略）	た床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、<u>建築基準法第52条第11項</u>の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8 欄の「ホ」（2）によることとします。 ㉑ （略） 4. （略）
第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4） 許可取消申請書 （第一面） （略） （第二面） （略） （第三面） （略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑥ （略） ⑦ 8 欄の「イ」（1）は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層	第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4） 許可取消申請書 （第一面） （略） （第二面） （略） （第三面） （略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑥ （略） ⑦ 8 欄の「イ」（1）は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、<u>建築基準法第52条第1項第1号</u>から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層

住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」（２）は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」（１）で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑧・⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、8欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑪ 申請区域内の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、8欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑫ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑬～⑯ （略）

⑰ 11欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる

住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」（２）は、同法第52条第11項の規定を適用する場合において、同条第12項の規定に基づき、「イ」（１）で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑧・⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第6項若しくは第8項に該当する場合又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合においては、8欄の「へ」に、同条第6項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第7項若しくは第11項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫～⑰ （略）

⑰ 11欄の「へ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる

延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。 ⑳ (略) 4. (略)	延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第11項の規定を適用する場合には、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。 ㉑ (略) 4. (略)
第六十七号の三様式（第十条の二十三関係）（A4）（略）	
第六十七号の四様式（第十条の二十三関係）（A4）（略）	
第六十七号の五様式（第十条の二十三関係）（A4）（略）	
第六十七号の六様式（第十条の二十三関係）（A4）（略）	
（冠堡）	別記第七十号様式～別記第九十四号様式

